

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分……………一
- ……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 公共測量の実施(六件)……………一
- ……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………二
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 貸金業法による行政処分……………三
- ……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………三
- 都道(首都高速道路)の区域変更……………三
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 優良映画等の推奨……………九
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………九
- 開発行為に関する工事完了……………九
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………九
- 平成二十九年六月二十三日付東京都告示第千四百九号……………九

告示

●東京都告示第千二百七十五号
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十九年八月十五日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 名称 株式会社アリエッタハウジング
 - (二) 代表者氏名 原田 昌幸
 - (三) 主たる事務 神奈川県相模原市中央区由野台一丁目 所の所在地 一番十号
- 二 処分年月日 平成二十九年七月二十日
- 三 処分の内容
 - 平成二十九年七月二十一日から平成三十年一月二十日までの間(六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。
 - (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
 - (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
 - (三) 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第千二百七十六号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年八月十五日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 墨田区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査(地籍図根三角点等の座標変換及び地籍図根多角点測量))
- 三 測量の区域 墨田区太平四丁目、横川四丁目、横川五丁目、錦糸四丁目及び業平五丁目各区内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十二日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第千二百七十七号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年八月十五日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区赤羽西三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から同年十一月二十四日まで

●東京都告示第千二百七十八号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十九年八月十五日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月八日から平成三十年二月十四日まで

●東京都告示第千二百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 小金井市貫井北町一丁目、貫井北町五丁目及び貫井南町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十日から同年十二月二十五日まで

●東京都告示第千二百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

- 三 測量の区域 立川市、昭島市、小平市及び国分寺市各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十日から平成三十年一月二十二日まで

●東京都告示第千二百八十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 三 測量の区域 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町、青ヶ島村青ヶ島、小笠原村各地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月五日から平成三十年三月十五日まで

●東京都告示第千二百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月十五日

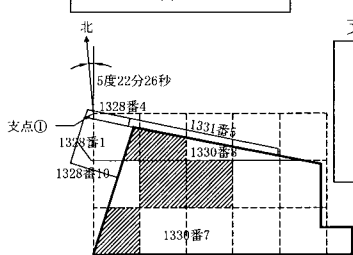
東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区関原一丁目地内)

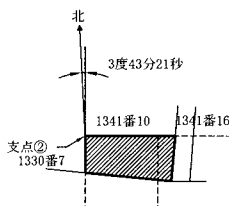
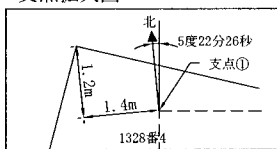
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

足立区梅田四丁目



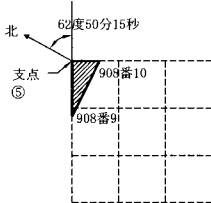
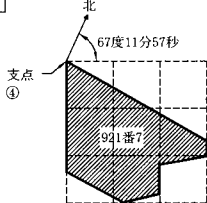
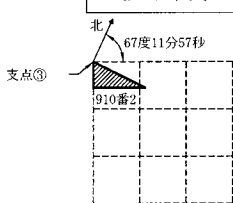
支点拡大図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成29年東京都告示第821号で指定した区域)
- ▨ 指定を解除する区域

足立区関原一丁目



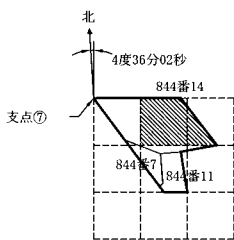
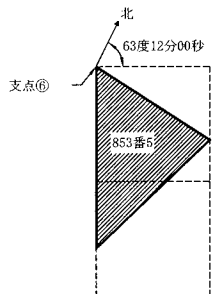
【支点】

支点①は、足立区梅田四丁目1328番4の最北端から南に1.2m、東に1.4m移動した点とする。
 支点②は、足立区梅田四丁目1341番10の最北端とする。
 支点③は、足立区関原一丁目910番2の最北端とする。
 支点④は、足立区関原一丁目921番7の最北端とする。
 支点⑤は、足立区関原一丁目908番10の最北端とする。
 支点⑥は、足立区関原一丁目853番5の最北端とする。
 支点⑦は、足立区関原一丁目844番14の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 支点① 5度22分26秒
- 支点② 3度43分21秒
- 支点③ 67度11分57秒
- 支点④ 67度11分57秒
- 支点⑤ 62度50分15秒
- 支点⑥ 63度12分00秒
- 支点⑦ 4度36分02秒



●東京都告示第千二百八十三号
 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年八月十五日
 東京都知事 小池百合子

一 被処分者
 (一) 商号又は名称 株式会社みんなのクレジット
 (二) 氏名(法人の場合又は代表者氏名) 阿藤 豊

(三) 主たる営業所の所在地 渋谷区道玄坂一丁目十九番二号 スプレックスビル八階
 (四) 登録番号 東京都知事(1)第三一五八五号
 (五) 登録年月日 平成二十七年十一月三十日

二 処分年月日 平成二十九年八月二日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成二十九年八月九日から同年九月七日まで(三十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千二百八十四号
 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十九年八月十五日、都道

(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

については、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速一号

二 変更の区間 品川区東品川二丁目五番三地先から同区東大井一丁目二百五十六番一地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別 図

都道首都高速一号線区域変更略図

品川区東品川二丁目～東大井二丁目

一般国道

都 道

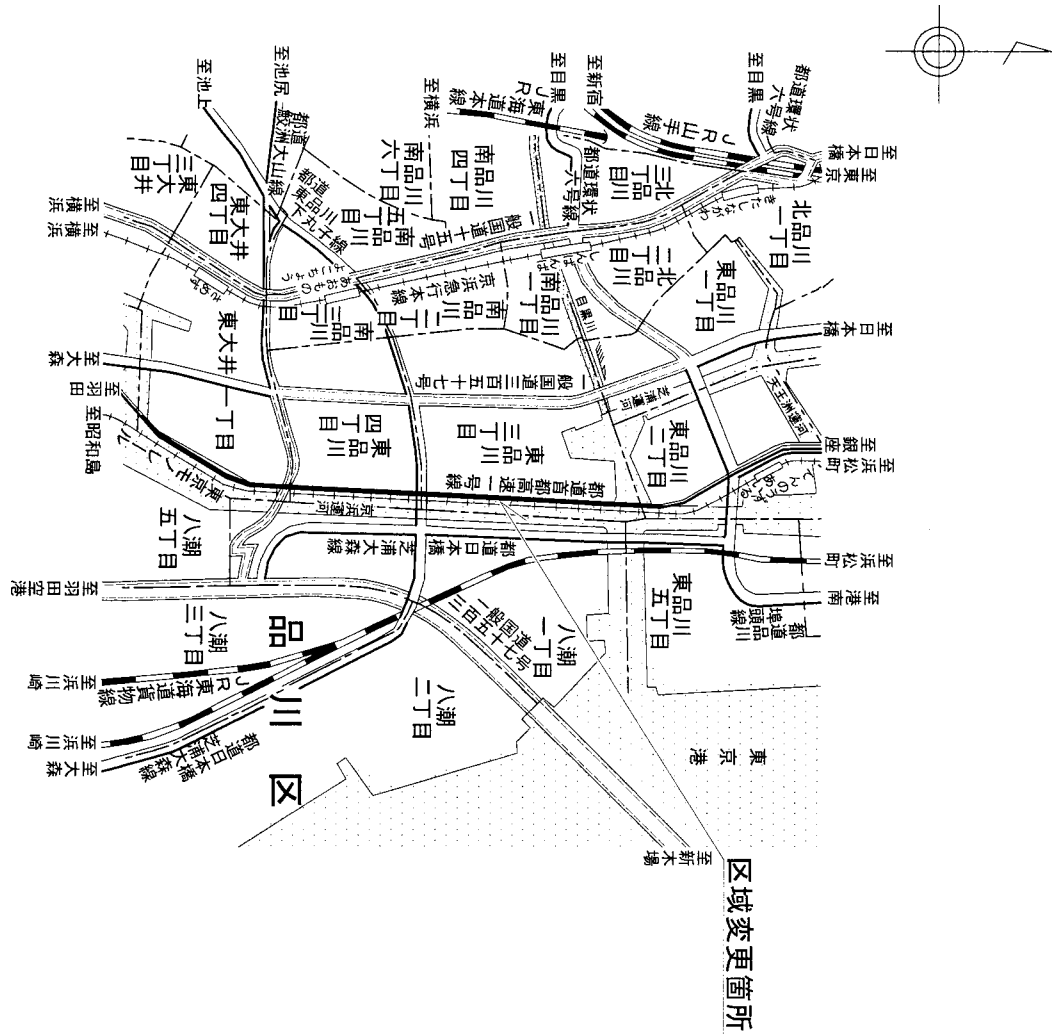
編入区域

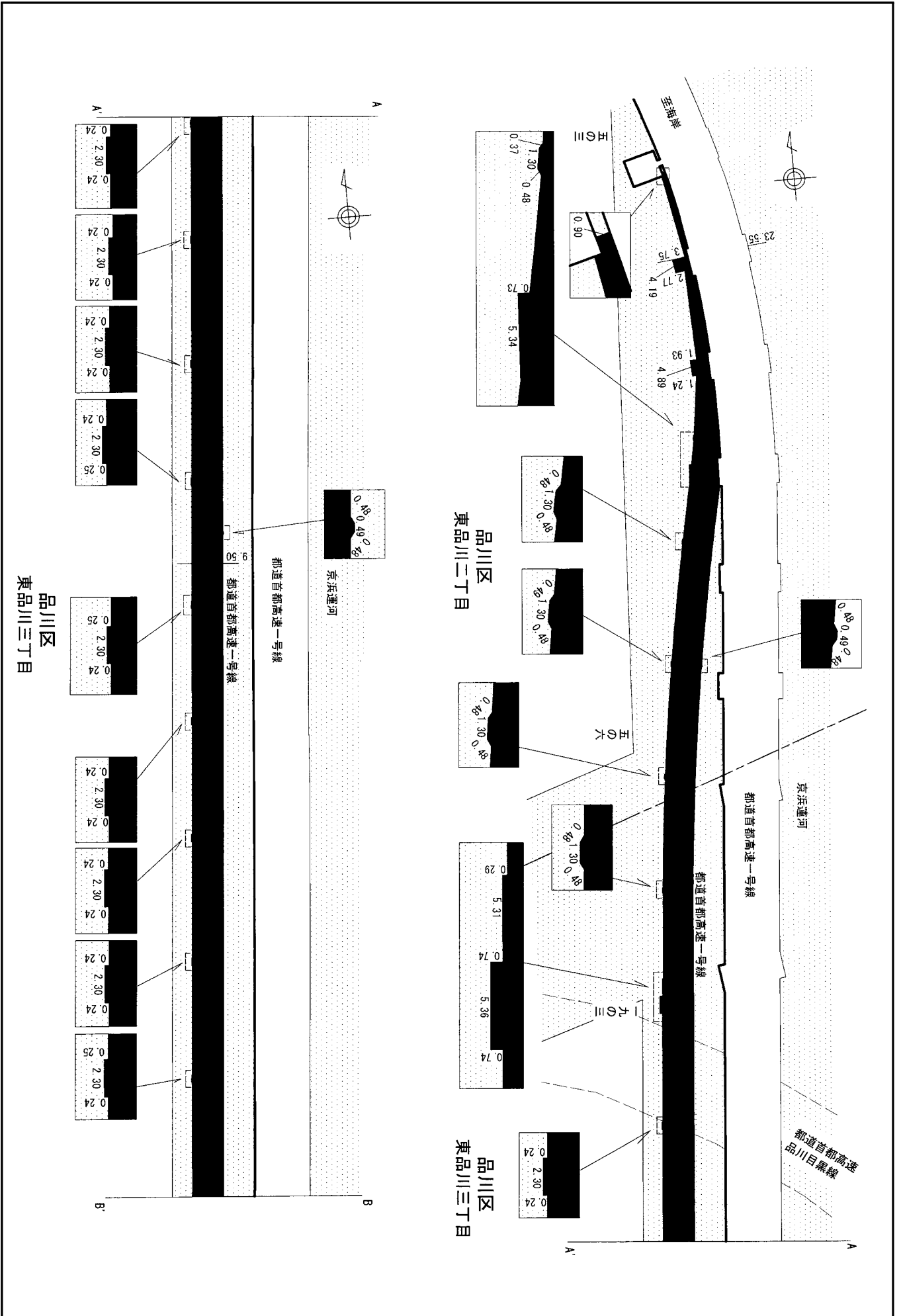
延長

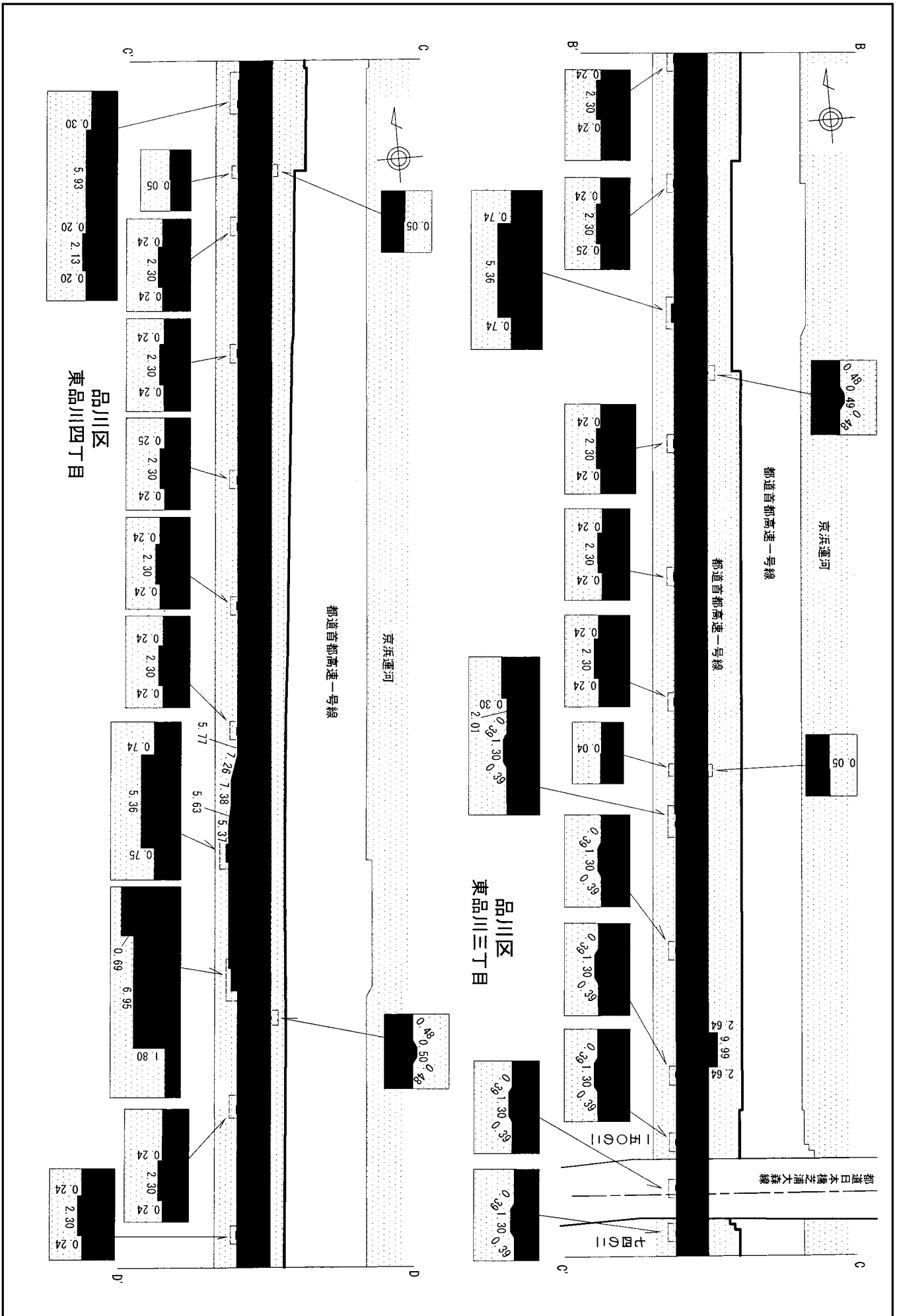
二〇七四・五〇メートル

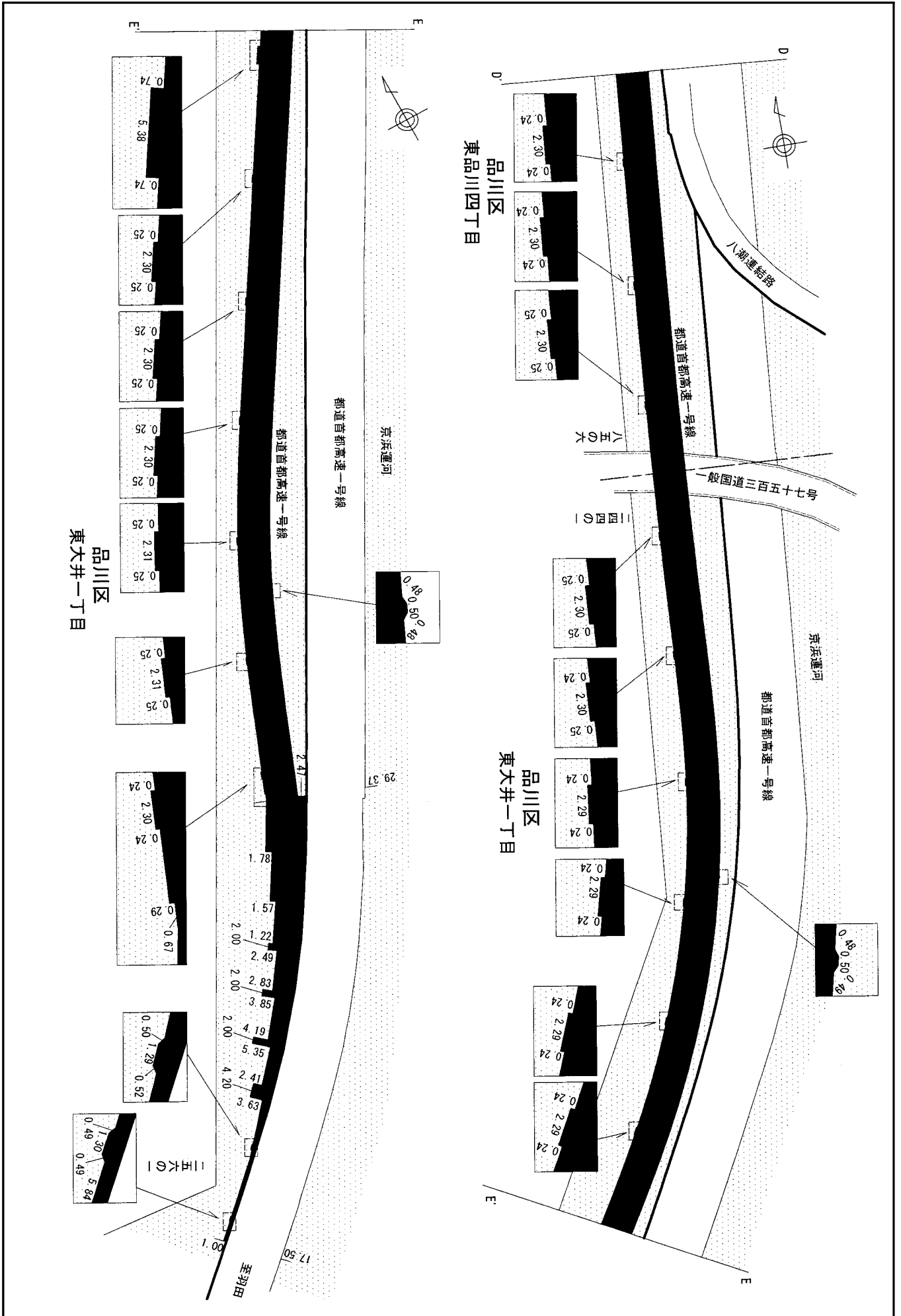
面積

一八、七〇八・四三平方メートル









公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

平成二十九年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四四三 映画 ハイジ ア ルーカス・ 青少年を健全

ルプスの物 ホビ、レト に育成する上

語 ・シャルリ、で有益である

ヤーコプ・ と認める。

クラウゼン、

ウリ・ブツ

ツ

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年八月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

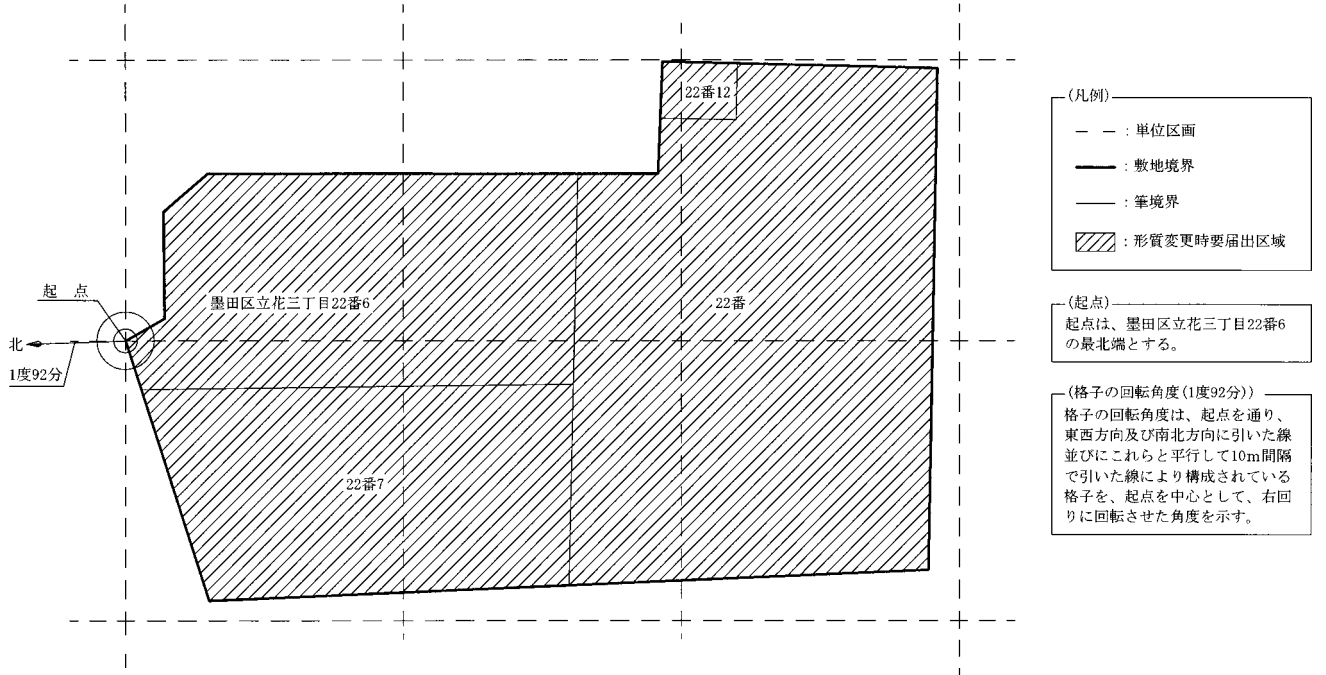
金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小平市大沼町三丁目五百二十五番十三、同番四十三から同番四十六まで、五百四十四番一、同番二及び五百四十五番
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

正 誤

○平成二十九年六月二十三日付東京都告示第千四十九号
四ページ上段の別図を次のように訂正する。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001